

〔榮花物語若水二十八〕わかみや女三條皇の御としのまさらせ給べきも覺しめすに、夜のほどよろづかはりたるもをかしう、あらたまのとしよりも、はかみやの御ありさまこそ、いみじうつくしうおはしませ、わか水していつしか御ゆどのまるる、よろづみなはるのこゝろつきて、そらのけしきもひきそへ、さまざまにものけざやかにめでたきに、略下

〔三議一統大雙紙〕正月朔日より三日の間御手洗の事、御年男の役なり、いだしはんざうを置事、御手洗の時、渡しのすみのかたを御前へ向て置べし、是則御小袖の妻をおさへさせんがためなり、さなきは御すそぬる、なり、是によりわたしを作り付るなり、はんざうのそこに、ゆづりはうら白を敷、其上に青き石のちひさきを置て參らせよ、手洗水かけ申時、左の手にては提の口より三寸ばかり隔てとり、右の手にてはふたのあかぬやうに持べし、湯をかけのこさ、れ、御手掛は物に振て、主人の御左の方に置べし、又左の方にかくる事も有、又御手洗水の粉かどあらば、追膳にすゑて參らすべし、御手より耳置べし、

〔今川大草紙〕躰式法の事

一 正月のてうづだらひには、うら白を本を右へ成様に置て、其上にゆづり葉を本を前にして、三葉も一葉も三所に置て、其上に青目の石を三金輪に置也、水をこぼす時は、心得て手をかへてこぼすべし、手巾を團扇又は扇にも置べし、同楊枝をも置なり、

〔台記〕仁平四年正月一日甲寅、午刻盟手、實重朝臣爲手長、年來盟手時、西一間北邊敷、高麗帖一枚、二間以東南邊敷、同帖、而康和五年殿曆云、上立部座上敷圓座云々、今日任彼御記、二間以東北邊敷、上立部座、高麗上敷、龍慶、其一、一間北邊敷、菅圓座一枚、余著之、盟手了、移敷其圓座於同間南邊、二日乙卯、巳刻盟手、有成朝臣爲手長、

〔兵範記〕保元三年正月一日壬戌、右大臣殿略中、出御、供御手水、行事職事資能先持、參御脇息、次邦綱